

最高裁判所 契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成22年1月29日(金)最高裁判所中会議室
委員	委員長 野澤正充(立教大学大学院法務研究科教授) 委員 相川信一(元会社役員) 委員 深山雅也(弁護士)
審議対象期間	平成21年4月1日~平成21年9月30日
契約の現状等の説明	1 平成21年度上半期における契約の状況 2 前回審議案件(1者入札)の改善状況 3 随意契約の見直しの状況
個別審議案件 (4件)	契約件名: 刑事裁判事務支援システムの開発 契約金額: 37,800,000円 契約締結日: 平成21年9月8日 契約方式: 一般競争入札(総合評価) 契約庁: 最高裁判所
	契約件名: 保管金事務処理システムの運用管理及び機器等の保守 契約金額: 89,250,000円 契約締結日: 平成21年4月1日 契約方式: 一般競争入札 契約庁: 最高裁判所
	契約件名: 裁判員候補者名簿管理システムの運用保守 契約金額: 44,100,000円 契約締結日: 平成21年4月1日 契約方式: 一般競争入札 契約庁: 最高裁判所
	契約件名: 最高裁判所庁舎清掃 契約金額: 15,172,500円 契約締結日: 平成21年4月1日 契約方式: 一般競争入札 契約庁: 最高裁判所

次回抽出委員の指定	相川委員を次回委員会における審議案件抽出委員に指定
委員からの意見・質問，それに対する回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし

(別紙)

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>1 前回審議案件（1者入札）の改善状況</p> <p>・ 守衛被服等の購入について、平成21年度は複数入札となったとのことであるが、どのような工夫をしたのか。</p> <p>2 個別審議案件</p> <p>(1)~(3)は、システム関係の1者入札について審議</p> <p>(1) 刑事裁判事務支援システムの開発</p> <p>・ ライフサイクルコストは、どのように評価しているのか。</p> <p>・ 提案者が落札し、将来、保守等に入札する場合、入札金額を拘束するのか。</p> <p>(2) 保管金事務処理システムの運用管理</p>	<p>・ 他省庁と比較して高い数値となっていた生地の強度について、対応可能業者を拡大するため、風合い等を変えず、強度的にも問題のない範囲で数値を下げた。また、供給物審査に提出すべきJIS規格の試験証明書について、取得を容易にするために、発行機関を1機関から2機関に増加した。さらに、資格要件のISOについて、取得者が大企業中心の9001（品質管理）及び14001（環境配慮）の両方から、9001のみに緩和した。加えて、前回の審議結果を踏まえ、過去の入札参加業者にも声掛けを行った。</p> <p>・ 技術点の評価項目の一つとして評価している。</p> <p>・ 拘束しない。提案された機器の構成による調達費用や保守が見込まれる費用を提案しているだけである。</p> <p>なお、本件では、開発業者に運用及び機器調達の仕様書案作成を依頼しており、公平性を期すために、運用と機器の調達については参加できないよう縛りをかけている。</p>

及び機器等の保守

・本件について，開発業者以外の業者が参加しやすいような工夫はしたか。

・優位の中身として，コストの問題なのか，開発者でないとよく分からないという技術的な問題なのか，両方の問題なのか。

・開発の際は競争が働くようである

・一般的な個人情報保護等の品質管理的な資格要件は設けているが，それ以外の特別な仕様制限は設けていない。

本件に限らず，システム保守等については，資料の閲覧期間をなるべく確保したり，仕様書上も特定の縛りがなるべくないようにしているが，どうしても開発業者が優位であるということから抜けきれないようである。今回，複数の業者に質問したところ，参加しやすい案件としては，小規模な案件や比較的簡単なオープン系のソフトで作成した案件などであり，そうでないシステムについては，開発したベンダーの優位性がかなりあるので，価格競争的にも不利になるし，内容を把握していないとリスクもあってなかなか入れないということである。

・なかなか難しいところであるが，コスト的な優位性が見込めないという点と，リスクの問題がある。システムの中身が分からないと解析に時間がかかるしリスクを高くみてしまうので，入札額に跳ね返ってしまう。リスクが高くても参加しようというケースもあるようであるが，明確な基準がある訳ではないようである。その点についても質問したところ，会社としてある分野に力を注いでいて，その分野について官公庁の実績がどうしても欲しいというケースでは，多少，価格的に無理してでも応札しようという動機が働くようであるが，それもシステム自体のハードルの高さによって異なるようである。

・開発と保守を複数年見込んで調達で

が、開発と保守をパッケージで調達することはできないのか。

・これまで、開発業者以外が保守を行い、不具合や齟齬が発生したことがあるか。

・大きいシステムでは開発業者以外が保守を行った例はないということか。

きないかとも考えるが、どうしても開発の調達段階では開発の詳しい仕様が決まっていないため保守の内容も決まらず、保守の調達の仕様書が作れないということになる。そのため、開発が終わってから保守の調達を行うことになる。

・システムそのものの修正等はアプリケーション保守を行う開発業者が担当する。本件は運用保守であり、窓口的なものであったり、運用監視になるので、特に問題があったということは聞いていない。他の保守案件で複数入札となり、開発業者以外が落札した案件もあるが、マイクロソフトのデータベースエンジンを利用した比較的軽いシステムのため、開発業者以外で不具合があったとは聞いていない。

・そうである。運用と保守の切り分けに関しても、平成18、19年当時、総務省から指針が出ており、大型案件についてはなるべく競争性を高めるために、運用と保守を切り分けて調達するようにしているが、運用と保守が同一業者の例も出ている。分離調達を行うと、どうしてもコスト高になってしまうこと、連携等のリスクも生じることから、一長一短あるということになる。最近の報道では、この4月から、総務省が分割発注の方針を見直すとの流れも出てきている。(3)の裁判員候補者名簿管理システムの運用保守の場合、競争が働き、連携も今のところまくいっているようであるが、分割発注するか、運用も保守も一括して発注するか、なかなか判断が難しく、かなり悩ましい状況である。

・ 1 者入札が積み重なっていくと、ますます固定化するということがあるので、何らかの方策が考えられないか。

・ 今回の対象期間ではないが、今年後半にいくつか調達した各種システムが新 OS に対応しているかどうかの検証作業について、比較的軽い案件のため、かなり多くの新規業者も参入してきている。最近の不況を反映して、民間の受注が減少していることから、従来、官公庁の調達には参加しなかった業者が、参入してきているようである。そういう業者にも積極的に声かけをしていきたいと考えており、また、業者の方も、社会情勢を反映して、受注意欲も高まっている。現在、裁判員候補者名簿管理システムの運用保守とアプリケーション保守の調達を行っているが、アプリケーション保守も複数入札になる可能性が出てきており、その状況からすると、仕様上の縛りは多分ないのであると考えている。しかし、一般的にはかなりハードルが高く、それを乗り越えるには、業者に相当大きな動機が必要となってくるようである。

(3) 裁判員候補者名簿管理システムの運用保守

・ 本件は、複数入札になっているが、比較的簡単なシステムなのか。

・ 大きなシステムではあるが、裁判員関係ということで、業者としてはかなり大きなネームバリューがあるのではないかと思われる。また、本システムは、データベースと旅費計算の 2 つのモジュールで構成されており、それほど複雑な業務処理システムではないと思われる。

・ 本システムは、各裁判所において単体で使用するものなのか。

・ システム自体はセンターサーバ方式であるが、個別の業務としては、個々の裁判員裁判実施庁単位で管理しているので、庁をまたいだ業務はない。

(4) **最高裁判所庁舎清掃**

低入札価格調査について審議

・財務諸表は、単年度だけでなく、推移を見る必要があるので、3年くらい提出させた方がよいと思われる。また、キャッシュフロー計算書も付けると、バランスシートの動きと資金繰りがチェックできる。

・景気の状態からすると、目先の資金繰りのために採算を度外視して入札することもあると思われる。客観的に見て、苦しいところがお無理をして契約を取りに来ていないかという観点から、低入札調査についても工夫するところがあるのではないかとと思われる。

・御指摘の点を踏まえて、提出資料について見直しを検討したい。

・御指摘の点も踏まえて、調査の在り方について検討していきたい。